

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第四十六条第四項の規定に基づき、木造建築物の軸組の配置の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木造建築物の軸組の配置の基準を定める件

木造建築物の軸組は次に定める基準に従つて配置しなければならない。ただし、令第八十二条の三第二号に定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が \cdot 三以下であることを確認した場合はこの限りでない。

- 一 各階につき、建築物の張り間方向にあつてはけた行方向、けた行方向にあつては張り間方向の両端から各階の全体の長さの四分の一の部分それぞれについて令第四十六条第四項の表二の値に当該部分の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合においては、当該部分の床面積及び高さに応じて平成十二年建設省告示第 号に規定する数値を加えた数値とする。）を

乗じた数値（以下「必要壁量」という。）と、令第四十六条第四項の表一の数値に当該部分の軸組の長さ
を乗じた数値の和（以下「存在壁量」という。）を求めること。この場合において、階数については、建
築物全体の階数にかかわらず当該部分ごとに独立して算出すること。

二 それぞれの部分において、存在壁量を必要壁量で除した数値（以下「壁量充足率」という。）を求め、
壁量充足率の小さいものを壁量充足率の大きいもので除した数値を求めること。

三 建築物の各階における張り間方向及びけた行方向それぞれについて、前号で求めた数値が 五以上で
あること。